

つどい、つながる文化の会議企画運営等業務委託に係るプロポーザル実施要項 (公募型)

1 趣旨

本業務は、文化振興ビジョン（第2期）を推進すべく、多様な主体が分野を超えてつながる「つどい、つながる文化の会議」の企画・運営等を行うものである。

これらを踏まえ、つどい、つながる文化の会議企画運営等業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

つどい、つながる文化の会議企画運営等業務

(2) 業務の目的

文化振興ビジョン（第2期）を推進すべく、多様な主体が分野を超えてつながる「つどい、つながる文化の会議」の企画・運営等を円滑に行うため

(3) 業務内容

- ア 文化の会議の企画、参加者の募集・周知
- イ 文化の会議の運営
- ウ 文化芸術団体等への視察
- エ 文化的コモンズ形成事業（仮）の運営支援
- オ 活動実績報告の作成

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

3,300,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者と

なった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。

- (2) 本市または他市町村で、本業務と同様の文化芸術に係る会議体等の総合的な企画・運営業務、または、本業務と同様の文化芸術に係るワークショップや関連企画の運営業務を実施していること。
- (3) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（令和21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（令和21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（令和25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、電話番号、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで文化振興課宛送信すること。

提出期限：令和6年9月10日（火）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市市民文化部文化振興課

E-mail：bunka_s@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。件名に【つどい、つながる文化の会議企画運営等業務に係る質問】と記載すること。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和6年9月11日（水）午前10時から

掲載場所：本市HP 文化振興課のページ

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/bunka/menu/tsudoi-tsunagaru_bunkanokaigi/65347.html

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市市民文化部文化振興課（茨木市役所南館8階）

ウ 提出期限：令和6年9月12日（木）午後3時まで

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により9月17日（火）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに文化振興課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、A4両面、最大30枚）

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

【提案課題】

- ①様々な分野における多様な主体が共創でき、また、市民参画を促すような啓発・周知に係る効果的な取組の企画提案
- ②本市における特性や魅力を踏まえた提案
- ③円滑で効率的な会議実施の運営体制、また論理的で実現性の高いスケジュールの提案
- ④国・府その他地方公共団体の関連する事例を調査・研究された提案
- ⑤文化振興ビジョン（第2期）の推進を踏まえた業務展開、次年度以降の展開も想定した提案
- ⑥仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案
- ⑦①～⑥の作業スケジュール
※現時点で想定している作業スケジュールを記載すること。
- ⑧業務の実施方針、取組体制、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいことについて

イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

※受託希望の金額を記入すること。なお、受託希望者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴取する。また、契約金額は見積金額に消費税率10%を乗じた額を加えた金額とする。

(3) 資料記載上の留意事項

企画提案書の副本には、企業名を入れないこと。

(4) 提出方法等

- ア 提出期限：令和6年10月1日（火）午後3時まで（厳守）
- イ 提出場所：茨木市市民文化部文化振興課（茨木市役所南館8階）
- ウ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）
- エ 提出部数
 - 正本1部
 - 副本8部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された業務実績調書等の内容及び提案額（参考見積書）を、10(1) 第1次審査（事務局審査）で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。

ただし、参加者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において、事務局審査及び企画提案書の提出による委員審査を併せて行う。

(2) 第2次審査（企画提案書の提出による最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案書の提出による審査を実施し、審査基準に基づいて点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

①結果通知

第1次審査の結果は、令和6年10月3日（木）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により通知を郵便で発送する。

なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、上記の通知を省略し、令和6年10月2日（水）に参加者全者に対し、電子メールにより第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

②結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和6年10月9日（水）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

①結果通知

第2次審査の結果は、令和6年10月10日（木）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により通知を郵便で発送する。

②結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和6年10月14日

(月) まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

①第1次審査（事務局審査）

審査基準	審査内容	配点
業務実績調書内容	国や地方公共団体の文化芸術に係る企画運営等の実績があるか。または、本業務に適した類似業務の実績は十分か。 ※令和元年～令和5年度までの過去5年間の業務実績の内、同種業務、類似・関連業務の順で優先して10件以内を記入。 同種(2点)：本業務と同様の文化芸術に係る<u>会議体等の総合的な企画・運営業務</u> 類似(1点)：本業務と同様の文化芸術に係る<u>ワークショップや関連企画の運営業務</u> (主たる業務に付随する業務を含む) ※10点を超える場合は、10点とする。	10
業務実施体制調書内容	担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制が取れているか。 ※同一の担当者が同種業務と類似・関連業務どちらの実績にも当てはまる場合、同種の実績として計上。 同種(5点)：上記同種業務(令和元年～令和5年度)に携わった実績を有する担当者1名につき 類似(3点)：上記類似・関連業務(令和元年～令和5年度)に<u>3件以上</u>携わった実績を有する担当者1名につき ※20点を超える場合は、20点とする。	20
提案額(参考見積額)	業務内容に見合った適正な見積となっているか。 (参加業者中最低見積金額／見積金額) × 30点 ※小数点以下切り捨て	30
合計		60

②第2次審査（企画提案書の提出による委員審査）
（配点は委員1人あたり）

審査項目	審査内容	配点
市民等との共創 （提案計画に基づく事業立案）	様々な分野における多様な主体が共創でき、また、市民参画を促すような啓発・周知に係る効果的な取組の企画提案がなされているか。	10
茨木らしさ	本市における特性や魅力を踏まえた提案がなされているか。	10
会議の運営	会議実施の運営体制は、円滑で効率的か。また論理的で実現性の高いスケジュールが提案されているか。	5
情報収集の方法 （データ収集、調査方法）	国、府その他地方公共団体の関連する事例の調査の手法について、効率的で有効な方法の提案がなされているか。	5
文化振興ビジョンの推進を踏まえた展開	文化振興ビジョン（第2期）の推進を踏まえた業務展開となっているか。また、次年度以降も実施可能な計画となっているか。	5
独自性や新たな提案	仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	5
合計		40

※委員審査については、各項目について5段階評価にて採点する。

(2) 配点

①第1次審査（事務局審査）60点

②第2次審査（企画提案書の提出による委員審査）240点（40点×6委員）

合計（①+②）300点満点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点（配点の総合計点及び審査基準ごとの配点）から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

(1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者と

する。

- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「茨木らしさ」の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額のかつ、「茨木らしさ」の評価点が高点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 提案者が1者のみであった場合は、配点の総合計点(選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和6年9月10日（火）
質問に対する回答	令和6年9月11日（水）
参加申込期間	令和6年9月4日（水）午前9時から 令和6年9月12日（木）午後3時まで（厳守） ※土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時（最終日のみ午後3時）までとする。
参加資格審査結果通知	令和6年9月17日（火）

企画提案書提出期間	令和6年9月18日（水）午前9時から 令和6年10月1日（火）午後3時まで（厳守）
第1次審査	令和6年10月2日（水）
審査結果通知	令和6年10月3日（木）
第2次審査	令和6年10月8日（火）（予定）
審査結果通知	令和6年10月10日（木）（予定）
契約締結	令和6年10月中旬（予定）
業務開始	令和6年10月中旬（予定）

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市市民文化部文化振興課 担当 能勢、秋本
 TEL：072-620-1810（直通）
 FAX：072-622-7202
 E-mail：bunka_s@city.ibaraki.lg.jp